

様式第2号（第4条第2項／附則第2条第2項関係）農業用ため池の変更届出

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更が生じたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項（附則第2条第2項）の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

[備考]

- 1 附則第2条第2項は、既存農業用ため池の所有者等が都道府県知事へ届出を行う場合

様式第3号（第4条第2項関係）農業用ため池の廃止届出

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

様式第4号（附則第2条第3項関係）未届の農業用ため池の届出の催告

届出催告書

年 月 日

〇〇〇〇 殿  
（農業用ため池の所有者又は管理者の氏名）

〇〇都道府県知事

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないので、同条第3項の規定により催告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 届出の様式  
（添付の届出書による）
- 4 届出の期限

様式第5号（附則第2条第4項関係）未届の農業用ため池の通知

通知書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第1項の規定による届出がされていないと認められるので、同条第4項の規定により通知する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 その他必要な事項

[備考]

- 1 「その他必要な事項」の欄には、市町村が把握している当該農業用ため池の所有者等の情報を記載する。

様式第6号（第6条関係）農業用ため池の適正な管理に関する勧告

勧告書

年 月 日

〇〇〇〇 殿  
（農業用ため池の所有者又は管理者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第6条の規定に基づき、下記のとおり農業用ため池の管理上必要な措置を講ずるよう勧告する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 勧告の内容
- 4 勧告の理由

[注意事項]（当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定されている場合記載する）

- 1 正当な理由なく本勧告に係る防災工事を施行しないときは、法第10条第1項の規定により防災工事の施行を命ずることがある。

様式第7号（第7条第2項関係）特定農業用ため池の指定に関する市町村長への意見聴取

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記の農業用ため池を特定農業用ため池として指定することについて、同条第2項の規定により貴市（町村）の意見を聴取する。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 指定の理由

様式第8号（第7条第3項関係）特定農業用ため池の指定の公示

公 示

年 月 日

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 指定の年月日

様式第9号（第7条第4項関係）特定農業用ため池の指定の申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所 〇〇 〇〇

氏名 〇〇 〇〇

下記の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項に規定する要件に該当し、特定農業用ため池として指定する必要があると思料しますので、同条第4項の規定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容



様式第 10 号（第 7 条第 5 項で準用する同条第 2 項関係）特定農業用ため池の指定解除に関する市  
町村長への意見聴取

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 5 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき、  
下記の特定農業用ため池の指定を解除することについて、同条第 2 項の規定により貴市（町村）の  
意見を聴取する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 解除の理由

様式第 11 号（第 7 条第 5 項で準用する同条第 3 項関係）特定農業用ため池の指定解除の公示

公 示

年 月 日

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく下記の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により公示する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 指定の解除の年月日

様式第 12 号（第 8 条第 1 項又は第 3 項関係）行為制限に関する許可申請・協議

特定農業用ため池における行為 許可申請 協議 書

年 月 日

都道府県知事 殿

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条 第 1 項 第 3 項 の規定に基づき、下記の行為について  
許可を申請 協議 します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

[備考]

- 1 許可申請 第1項 許可を申請  
協 議 第3項 協 議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

様式第 13 号（第 8 条第 1 項関係）行為制限に関する許可

許可通知書

年 月 日

〇〇 殿  
（申請者氏名）

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日付けで申請のあった下記の特定農業用ため池における行為について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、申請のとおり（下記の条件を付して）許可する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地

（条件を付す場合）

- 3 許可に付した条件

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 14 号（第 8 条第 1 項関係）行為制限に関する不許可

不許可通知書

年 月 日

〇〇 殿  
（申請者氏名）

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日付けで農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 8 条第 1 項の規定による許可申請のあった下記の特定期間農業用ため池における行為について、当該特定期間農業用ため池の保全上支障があると認められるので、不許可とする。

記

- 1 特定期間農業用ため池の名称
- 2 特定期間農業用ため池の所在地
- 3 不許可の理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 15 号（第 9 条第 1 項関係）防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類  
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工予定年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、防災工事に着手する日の30日前までに届け出ること。



様式第 16 号（第 9 条第 2 項関係）防災工事計画の変更命令

防災工事計画の変更に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿

(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日に届出のあった防災工事計画書について、特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でない認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり防災工事計画の変更を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 変更すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に

対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 17 号（第 9 条第 3 項関係）既施行の防災工事計画の届出

特定農業用ため池の防災工事計画届出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の種類  
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他＞
- 4 防災工事の内容及び施行方法
- 5 防災工事の着工年月日
- 6 防災工事の完了予定年月日
- 7 その他必要な事項

[備考]

- 1 防災工事の種類は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 防災工事の内容及び施行方法については、概要の記述の末尾に「（計画の詳細は、別様の計画説明書及び計画図等による。）」と記載し、それぞれ必要な計画説明書及び図面等を別様とすること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 4 本届出書は、当該農業用ため池が特定農業用ため池に指定された日から 30 日以内に届け出ること。

様式第18号（第10条第1項関係）防災工事の命令

防災工事の施行に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり防災工事の施行を命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施行すべき防災工事の内容
- 4 命令の理由
- 5 履行期限

[注意事項]

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を都道府県知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第19号（第10条第2項関係）防災工事計画の遵守命令

防災工事計画の遵守に関する命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

〇年〇月〇日に提出のあった防災工事計画書について、当該計画に従って防災工事を施行していないと認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり当該計画に従って防災工事を施行するよう命ずる。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 命令の理由
- 4 履行期限

[注意事項]

- 1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第1号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を都道府県知事が自ら施行することがある。また、同条第2項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様式第20号（第11条第1項後段関係）防災工事の代執行の公告

公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項第2号に該当すると認められるため、同項後段の規定により次のとおり公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池の所有者又は管理者に対し、防災工事を施行すべきことを命ずるにあたり、当該特定農業用ため池の所有者又は管理者を確知することができないことから行うものである。
  - （1）特定農業用ため池の名称
  - （2）特定農業用ため池の所在地
- 2 上記の特定農業用ため池の所有者又は管理者は、この公告の日から起算して〇〇月以内に、次に掲げる防災工事を施行しなければならないものとする。
  - （1）施行すべき防災工事の内容
  - （2）理由
- 3 上記の期限までに防災工事を施行しないときは、〇〇（都道府県）が当該防災工事を自ら施行し、当該防災工事に要した費用を当該特定農業用ため池の所有者又は管理者から徴収することがある。

様式第 21 号（第 11 条第 1 項関係）防災工事の代執行に関する通知

代執行令書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
(所有者等の氏名)

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定農業用ため池の防災工事について代執行を実施することとしたので通知する。

(所有者等から費用を徴収する場合)

なお、代執行に要した費用については、同法第 11 条第 2 項の規定に基づき、貴殿から徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 代執行を実施する理由  
<法律第 11 条第 1 項 第 1 号・第 3 号 に該当>
- 4 代執行を実施する期間
- 5 代執行を実施するために派遣する執行責任者の氏名
- 6 代執行を実施するために必要な費用の概算見積額

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお

、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[備考]

- 1 代執行を実施する理由は、該当する号を○で囲むこと。

様式第 22 号（第 11 条第 2 項関係）防災工事の代執行に要する費用の納付命令

納付命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
（所有者等の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の防災工事に要した費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の防災工事の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

様式第 23 号（第 13 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項
  - (1) 探索の実施状況
  - (2) 市町村に特定農業用ため池の施設管理権を設定することが必要かつ適当と認める理由

様式第 24 号（第 13 条第 2 項関係）施設管理権の設定に係る裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

## 様式第 25 号（第 14 条第 1 項前段関係）裁定申請の公告

### 公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同法第 14 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、2分の1を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村長に施設管理権を設定することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。
  - （1）特定農業用ため池の名称
  - （2）特定農業用ため池の所在地
  
- 2 上記の特定農業用ため池の所有者は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して6月以内）までに、申出者による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した意見書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 26 号（第 14 条第 1 項後段関係）裁定申請の通知

裁定の申請に関する通知書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
（確知されている所有者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 13 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同法第 14 条第 1 項の規定により通知する。

- この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、二分の一を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村長に施設管理権を設定することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。
  - 特定農業用ため池の名称
  - 特定農業用ため池の所在地
- 貴殿は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 6 月以内）までに、貴殿による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した意見書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。



様式第 27 号（第 14 第 1 項第 4 号関係）裁定の申請に係る異議申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所〇〇〇〇  
氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 28 号（第 16 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定通知

裁定通知書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり裁定をしたので、同法第 16 条第 1 項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の始期
- 5 施設管理権の存続期間
- 6 施設管理権に基づいて行う措置の内容

様式第 29 号（第 16 条第 1 項関係）施設管理権の設定に関する裁定の公告

公 告

年 月 日付で〇〇市町村長から申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり裁定をしたので、同法第 16 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施設管理権の始期
- 4 施設管理権の存続期間
- 5 施設管理権に基づいて行う措置の内容

様式第 30 号（第 16 条第 3 項・第 17 条第 4 項関係）特定農業用ため池の管理に要する費用の納付命令

納付命令書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
（所有者の氏名）

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 16 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり特定農業用ため池の管理に要する費用を徴収する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理の内容
- 4 納付額（※算定基礎を明示すること）
- 5 納付方法
- 6 納付期限

[備考]

- 1 存続期間を延長した施設管理権に係る管理費用の納付命令を行う場合は、本文中「第 16 条第 3 項」を「第 17 条第 4 項で準用する第 16 条第 3 項」に変えて記載する。

様式第 31 号（第 17 条第 1 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請

裁定申請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、下記のとおり裁定を申請する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長することが必要かつ適当と認める理由

様式第 32 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の申出

申出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所：〇〇〇〇

氏名：〇〇〇〇

下記の特定農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 2 項において準用する第 13 条第 2 項の規定により、施設管理権の設定に関し同法第 17 条第 1 項の規定による申請をすべき旨を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出人の利害関係の内容

## 様式第 33 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の公告

### 公 告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同条第 2 項において準用する第 14 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 この公告は、次の特定農業用ため池について、〇〇市町村長に設定している施設管理権の存続期間を延長することについて〇年〇月〇日付けで裁定の申請があったことから行うものである。
  - (1) 特定農業用ため池の名称
  - (2) 特定農業用ため池の所在地
- 2 上記の特定農業用ため池の所有者は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して3月以内）までに、申出者による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した申出書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。

様式第 34 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の通知

裁定の申請に関する通知書

年 月 日

〇〇〇〇殿  
（確知されている所有者の氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 1 項の規定による申請が〇〇市町村長よりあったため、同条第 2 項において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により通知する。

記

- この通知は、次の特定農業用ため池について、所有者（数人の共有に属する場合にあっては、二分の一を越える持分を有する者）を確知することができず、〇〇市町村に設定している施設管理権の存続期間を延長することについて〇年〇月〇日付で裁定の申請があったことから行うものである。
  - 特定農業用ため池の名称
  - 特定農業用ため池の所在地
- 貴殿は、〇年〇月〇日（この公告の日から起算して 3 月以内）までに、貴殿による特定農業用ため池の管理の状況、申出の趣旨及びその理由、その他参考となるべき事項を記載した申出書に自らが所有者であることを証する書面を添えて、異議を申し出ることができる。



様式第 35 号（第 17 条第 2 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する裁定申請の異議申出

申出書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇

〇年〇月〇日付けで公告（通知）のあった〇〇市町村長による申請について、下記のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池の管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

[添付資料]

- 1 申出者の所有権を証する書類

様式第 36 号（第 17 条第 4 項）施設管理権の存続期間延長に関する裁定の通知

裁定通知書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

（施設管理権の存続期間を延長すべき旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり裁定をしたので、同条第 4 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により通知する。

（申請を棄却する旨の裁定をした場合）

年 月 日付けで申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、申請を棄却したので通知する。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 裁定の理由

（施設管理権を設定すべき旨の裁定をした場合）

- 4 施設管理権の存続期間を延長する期間

様式第 37 号（第 17 条第 4 項関係）施設管理権の存続期間延長に関する公告

公 告

年 月 日付けで〇〇市町村から申請のあった特定農業用ため池の施設管理権の設定について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり裁定をしたので、同条第 4 項において準用する同法第 16 条第 1 項の規定により公告する。

年 月 日

〇〇都道府県知事

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 施設管理権の存続期間を延長する期間

様式第 38 号（第 18 条第 3 項関係）立入調査の事前通知

年 月 日

〇〇〇〇 殿  
（占有者氏名）

〇〇都道府県知事

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づく立入調査（測量）について

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の土地について立入調査（測量）を行うので、同条第 3 項の規定により通知する。

記

- 1 立ち入ろうとする土地の所在地
- 2 調査（測量）の日時
- 3 調査（測量）担当者
- 4 調査（測量）内容
- 5 その他

様式第 39 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（職員）

表

第 号	身 分 証 明 書
上半身   前向写真	所 属：  氏 名：  上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をする職員であることを証する。  有 効 期 限： 年 月 日 ～ 年 月 日  発 行 年 月 日： 年 月 日  発 行 者：

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入調査）

- 第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。
- 2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。
  - 3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
  - 4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
  - 5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
  - 6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
  - 7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
  - 8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

様式第 40 号（第 18 条第 4 項関係）立入調査の身分証明書（委任された者）

表

第 号	身 分 証 明 書
上半身   前向写真	所 属：  氏 名：  上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第 18 条の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量若しくは調査をするため委任された者であることを証する。  有 効 期 限： 年 月 日 ～ 年 月 日  発 行 年 月 日： 年 月 日  発 行 者：

裏

農業用ため池の管理及び保全に関する法律抜粋  
(報告徴収及び立入調査)

第 18 条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第七条第一項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第二項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。